

日田市デマンド交通システム構築・運用保守業務公募型プロポーザル 質問書に対する回答（令和8年5月1日）

質問 No.	質問書類	ページ番号・項目等	質問	回答
1	実施要領	P. 4 9. 2次審査 (5) 出席者	プレゼンテーションの現地参加者3名までとありますが、3名以内であればシステムベンダー（参加事業者以外）も参加可能でしょうか。もしくはコンソーシアム形式での参加は可能でしょうか。	「(4) 実施方法 ①に記載する本業務を受託した際の担当者を含む」「現地出席者が3名以内」を満たすのであれば、システムベンダーの参加も可能です。
2	企画提案書等応募書類一覧	P. 1 5. 情報セキュリティ関連登録証 P. 2 8. 業務実績調書（様式第4号）	情報セキュリティ関連登録証、業務実績調書（様式第4号）は協力事業者（システムベンダー）のものを含めても宜しいでしょうか。	情報セキュリティ関連登録証については、システムベンダーのものを含めて提出してもよいです。 業務実績調書については、企画提案書等応募書類一覧 8. 業務実績調書（様式第4号）提出上の注意に示しております。
3	基本仕様書 機能要件一覧表	基本仕様書 P. 2 6. 天瀬町乗合デマンドタクシー実証運行概要 (1) 運行区域 (3) 乗降ポイント 機能要件一覧表 P. 1 管理者機能 10 利用者機能 39	基本仕様書の運行概要に「10か所程度の乗降ポイント（日田駅、天ヶ瀬振興局等）」「利用者自宅（事前登録）～乗降ポイントを運行」、かつ機能要件一覧に「乗降場所は箇所数に制限なく設定できる」とあります。これらについて2点おたずねです。 ・これらは「乗降ポイント（目的施設）は今後の各所協議次第では、10か所ではなく30か所等で運行開始を迎える可能性がある」という意図でしょうか。あるいは、「利用者自宅を、登録があるたびに乗降ポイントとして設定する」という意図でしょうか。 ・「利用者自宅～乗降ポイントを運行」について、厳格にこの乗降パターンだけにシステム上で制限する形でしょうか、あるいは機能要件の39に「観光客等でも利用が出来る」ともありますので、例えば「乗降ポイント相互の利用」や「任意の地点（例えば乗降ポイントとして指定のない、小規模な観光農園等）からの乗降」も柔軟に可とするのでしょうか。	・今回の委託業務で構築する「天瀬町乗合デマンドタクシー実証運行」においては、基本仕様書記載のとおり乗降ポイントを10か所程度設置する想定です。 ・乗降ポイントとは「利用者の誰もが乗降できるポイント」を指します。利用者の自宅は、その利用者のみが利用するポイントであり、乗降ポイントには含んでおりません。 ・機能要件一覧表にある「乗降場所は箇所数に制限なく設定することができる」とは、今後の拡張機能を指すもので、今回の委託業務において30か所等の乗降ポイントを設けることを想定するものではありません。 ・また、基本仕様書に記載する「利用者自宅（事前登録）から乗降ポイント間を事前予約で運行」は原則の運行です。一部乗降ポイント間では相互の移動をすることも想定していますが、システム上で制限が可能かどうかという点も含めて御提案ください。 ・乗降ポイントとして指定のない任意の地点への移動については、現時点で設定する想定はありませんが、機能として可能であれば御提案ください。
4	機能要件一覧表	P. 1 管理者機能 12	こちらでいう「セミデマンド」は、どのようなものを想定しておられますでしょうか。例えば現在の乗合タクシー同様、「ある地点（例えば天ヶ瀬駅）の出発時刻は固定（目的地は予約内容次第）」という形でしょうか。	概ね御認識のとおりです。 自宅からの運行となるため、往路は日田駅への到着時刻、復路は日田駅からの出発時刻を固定する形を想定しています。

日田市デマンド交通システム構築・運用保守業務公募型プロポーザル 質問書に対する回答（令和8年5月1日）

質問 No.	質問書類	ページ番号・項目等	質問	回答
5	基本仕様書	P. 3 2 業務内容 (2) 本システムの 構築作業の実施 ウ マスタデータの登録	乗降ポイント、利用者データについては、貴市でエクセルフォーマット等にデータ入力したものを受託者が登録する認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降ポイント及び利用者データについては、貴社の指定するフォーマット等に、本市でデータ入力を行うことは可能です。 ・データ入力を受託者が行うなど、登録作業において、市の負担軽減を図ることが可能な方法があれば御提案ください。提案された内容によって評価します。